

神夕協発第 85 号
令和 7 年 8 月 22 日

神奈川県労働局長
児屋野 文男 殿

一般社団法人 神奈川県タクシー協会
会 長 伊 藤 宏



神奈川県最低賃金改正決定（答申）に係る異議申し出について

平素はタクシー乗務員の労働条件の改善にご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 7 年 8 月 8 日付け神奈川県労働局一般公示第 20 号により示された異議申出について、下記のとおり申し出ます。

記

1 申し出の概要

今回の答申は、時間額を 1,162 円から 63 円引き上げ（引上げ率 5.42%）1,225 円とするものであり、昨年をさらに上回る過去最大の引き上げ額は、現状の事業経営における賃金の支払能力を踏まえれば、極めて厳しい結果と言わざるを得ません。当県地方最低賃金審議会において公労使で議論を尽くし審議されたと思いますが、現在の物価上昇下における賃金の引上げの必要性は理解しているものの、中小企業・小規模のタクシー事業者においては、ここ数年連続の最低賃金の大幅な引上げによる人件費増加で健全な事業経営が危ぶまれている状況であります。

このため以下の 3 点について異議の申し出を致します。

- ・ 公定価格への理解と配慮について
- ・ 適切な時期における発効日の検討について
- ・ 同一ランクにおける地域間格差について

2 申し出の理由

【公定価格への理解と配慮について】

最低賃金専門部会における審議経過の内容を見ると、使用者側の【最賃改定を実現するための条件】として、公定価格の迅速な価格転嫁の実現が記載されております。



過去来、弊会からタクシー運賃の改定に 10 か月ほどの月日を要するものであり、直ぐに転嫁できない実情をお伝えして参りましたが、我々の業界としては、まさにタクシー運賃が公定価格であるところ、最低賃金の改定決定についての意見(答申)では、「時間と手間を要する公定価格の迅速な転嫁の実現」の記載が消え、「官公需を含めた価格転嫁策などを、関係行政機関と密に連携し、迅速に徹底すること。」のみとなっております。この点につきましては、公定価格についても早期に転嫁できるように関係行政機関に対する働きかけ等をお願い申し上げます。

【適切な発効日の検討について】

上記のとおり、タクシー運賃の改定には 10 か月ほどの時間を要します。答申の効力発生日は「令和 7 年 10 月 4 日」とされており、その短期間では燃料、社会保険料、DX 化にかかる手数料など、様々なコストが増加する中での人件費増加分の確保は到底無理な期間と言わざるを得ません。改めて効力発生時期について再考をお願い申し上げます。

【同一ランクにおける地域間格差について】

また我々タクシー業界における地域間格差についてですが、過去来、弊会より意見を述べさせていただいておりますとおり、同じ A ランクの東京都とのタクシー運賃の平均売り上げと大きな格差が生じており、それによる支払賃金の格差も明確でありながら最低賃金額が 1 円しか変わらない状況に納得できるものではありません。

つきましては、今後とも地域間格差の改善についてご議論いただきますようお願い申し上げます。

以上、燃料価格の高騰をはじめとする諸物価高騰など、厳しい経済状況とタクシー業界の厳しい現状を斟酌いただき、最低賃金額の改正に当たっては慎重なご判断を賜りますようお願い申し上げます。